

# 賛助会員規約

## 第1条（目的）

本規約は、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとします。

## 第2条（資格）

当協会の主旨に賛同し、当協会を賛助するために入会した個人および法人・団体とします。

## 第3条（議決権）

賛助会員は当協会の総会における議決権を持ちません。

## 第4条（入会）

当協会の会員となるためには、別に定める会員入会申込を申請し当協会代表理事の承認を受けなければなりません。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知します。また、会員期間は1年単位とし、入会月から1年間とします。

## 第5条（年会費及び納入）

会費は、別に定める金額を指定された期日までに、当協会の指定する方法で納入しなければなりません。会費納入確認後、会員向けサービスを開始します。また、会員期間の起算日は会費納入月とします。

## 第6条（退会）

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会できることとします。ただし、既に納入された年会費は返納しないこととします。

## 第7条（除名）

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、社員総会の議決により、これを除名することができます。その場合、納入された年会費は返納しません。また、当該会員から第三者への資格の継承はできません。

- (1) 当協会定款、本規約に違反した場合。
- (2) 第9条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
- (3) 故意、過失に問わず、当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行

った場合。

#### **第8条（守秘義務）**

当協会は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできません。また、会員は当協会の許可を得ずに、会員として知り得た当協会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできません。

#### **第9条（禁止事項）**

会員は以下に掲げる行為をしてはならないこととします。

- (1) 会員情報など当協会へ虚偽の申請を行う行為。
- (2) 他の会員、第三者もしくは当協会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為。
- (3) 当協会の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為。
- (4) その他、当協会代表理事が不適切と判断する行為。

#### **第10条（特典利用）**

会員は以下の特典を利用することができます。

- (1) 当協会からの協会誌、ニュース、その他情報の受け取り。
- (2) 当協会が設置した相談窓口の利用（当協会が開設した指定時間、曜日に限る。利用回数の制限はない）。
- (3) 当協会が主催する講習会・発表会・検定試験等を優待価格で利用。
- (4) 当協会のホームページのバナーの掲載及びリンク。
- (5) 当協会が提供する会員同士の情報交換の場の利用。
- (6) 当協会が提供する会員専用ページの利用。
- (7) 当協会が提供するメーリングリストの利用。

#### **第11条（規約の準用）**

当規約に定めがないものに関しては、会員規約を準用するものとします。

#### **第12条（その他）**

当協会の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、当協会はその損害に対して賠償する責任を負わないこととします。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当協会に損害を与えた場合、当協会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行うこととします。

(附則)

本規約は、令和2年11月1日から施行します。